

入院基本料に係る届出内容の概要に係る事項

1.当院は厚生労働大臣が定める看護を行っている保険医療機関です。

【 A 病棟 / 急性期一般入院料 5（10 対 1 看護） 】

A 病棟は、1 日に 10 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

* 朝 8 時 30 分～夕方 4 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 4 人以内です。

* 夕方 4 時 30 分～翌朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 16 人以内です。

【リハビリテーション第 1 病棟 / 回復期リハビリテーション病棟入院料 1（13 対 1 看護、30 対 1 介護）】

リハビリテーション第 1 病棟は、1 日 10 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

* 朝 8 時 30 分～夕方 4 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。

* 夕方 4 時 30 分～翌朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 20 人以内です。

【リハビリテーション第 2 病棟 / 回復期リハビリテーション病棟入院料 1（13 対 1 看護、30 対 1 介護）】

リハビリテーション第 2 病棟は、1 日 9 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

* 朝 8 時 30 分～夕方 4 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。

* 夕方 4 時 30 分～翌朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 19 人以内です。

【リハビリテーション第 3 病棟 / 回復期リハビリテーション病棟入院料 1（13 対 1 看護、30 対 1 介護）】

リハビリテーション第 3 病棟は、1 日 11 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

* 朝 8 時 30 分～夕方 4 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。

* 夕方 4 時 30 分～翌朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 23 人以内です。

【リハビリテーション第5病棟 / 回復期リハビリテーション病棟入院料1（13対1看護、30対1介護）】

リハビリテーション第5病棟は、1日12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

*朝8時30分～夕方4時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。

*夕方4時30分～翌朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は24人以内です。

2.当院では、患者様の負担による付添看護は不要です。ご家族で付添を希望される場合は、主治医・病棟師長にご相談下さい。